

改正

平成23年 3 月31日 告示第43号

平成29年 3 月15日 告示第29号

平成30年 3 月26日 告示第59号

平成31年 4 月 5 日 告示第49号

令和元年 9 月26日 告示第31号

令和 5 年 3 月28日 告示第82— 2 号

長泉町広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長泉町（以下「町」という。）の新たな財源を確保するとともに、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、町の印刷物、町のホームページ等に広告を掲載し、又は掲出すること（以下「広告掲載」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告掲載をすることができる媒体は、次に掲げるものとする。

- (1) 町が発行する刊行物及び印刷物
- (2) 町のホームページ
- (3) その他広告媒体として活用できるもので町長が認めるもの

(広告掲載の基準)

第3条 広告掲載をすることができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 町の公共性、中立性及び品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又は違反する疑いがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又は反するおそれがあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、社会問題等についての主義主張に係るもの
- (5) 個人又は法人の名刺広告
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (8) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、広告として適当でないと町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告掲載の順位)

第4条 掲載する広告は、公共性及び地域性の高いものを優先させることとし、その順位は次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体及びこれらに類するものとして町長が認めるものに係る広告
- (2) 町内に事業所等を有するものに係る広告
- (3) 前2号に掲げるもの以外の広告

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置、掲載料金及び掲載期間その他掲載に関し必要な事項は、当該広告媒体ごとに町長が別に定める。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、広報ながいずみ及び町のホームページにより公募するものとする。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、次の各号により広告を募集することができるものとする。

- (1) 第4条に該当する団体等への募集
- (2) 広告代理店による募集

一部改正〔平成29年告示29号〕

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載をしようとする者（以下「申込者」という。）は、町長が指定する期日までに長泉町広告掲載申込書（様式第1号）に、広告の原稿を添えて申し込むものとする。ただし、町税等の滞納がある場合は、申込者となることができない。

一部改正〔平成29年告示29号〕

(広告掲載の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申込みを受けたときは、第3条に規定する広告掲載の基準により当該広告の掲載の可否を決定し、申込者に対し、その決定の内容を長泉町広告掲載審査結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 前条に規定する申込みが広告媒体に掲載できる掲載枠数を超えた場合で、かつ第4条に規定する広告掲載の順位が同等であると判断したときは、抽選により決定するものとする。ただし、町のホームページへの広告掲載の順位は、第4条に規定する広告掲載の順位が同等であると判断したときは、掲載期間の長い広告から順に決定し、なお同等であると判断したときは、抽選により決定するものとする。

一部改正〔平成29年告示29号〕

(広告審査委員会)

第9条 町長は、新たな広告媒体、広告掲載の基準、広告の規格、掲載料金等に関する事項を定めるため、又は広告掲載に関し疑義のある事項等を審議するため、長泉町広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、総務部長、行政課長、企画財政課長、情報戦略室長、福祉保険課長、建設計画課長、産業振興課長及び教育推進課長で組織する。
- 3 委員会の委員長は総務部長とし、副委員長は情報戦略室長とする。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員会の庶務は、情報戦略室において処理する。

一部改正〔平成23年告示43号・29年29号・30年59号・令和5年82—2号〕

(会議)

第10条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、過半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(掲載料金の納付)

第11条 第8条に規定する広告の掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、町長の指定する期日までに、掲載料金を一括して納付しなければならない。

(広告主の責任等)

第12条 広告主は、広告の掲載内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負わなければならない。

- 2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
- 4 広告主は、第8条の規定により決定を受けた広告掲載の権利を譲渡してはならない。
- 5 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(掲載決定の取消し)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告の内容が第3条の規定に反するものであると判断したとき。
- (2) 広告主が第11条の規定による掲載料金を納付しないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告の掲載の決定を取り消す必要があると町長が認めるとき。

2 町長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、長泉町広告掲載取消通知書(様式第3号)により広告主に通知するものとする。

(掲載料金の還付)

第14条 既納の掲載料金は、還付しない。ただし、前条第1項第3号の規定による広告の掲載の決定を取り消したとき(その事由が広告主の責めに帰すべき事由によらないときに限る。)は、既納の掲載料金を還付する。

2 前項ただし書の規定による掲載料金の返還を受けようとする者は、長泉町広告掲載料金還付請求書(様式第4号)により町長に請求するものとする。

(広告が掲載された物品の寄付の受入れ等)

第15条 町長は、広告が掲載された物品の寄付の申し出があったとき、又は広告が掲載された掲示物等による行政財産の目的外使用の申請があったときは、当該広告内容について委員会に意見を求めることとする。

2 前項に規定する物品等に掲載される広告内容は、第3条に規定する広告掲載の基準を満たしたものでなければならない。この場合において、当該物品等に広告掲載をしようとする者に町税等の滞納があった場合は、広告掲載をすることができない。

全部改正〔平成29年告示29号〕

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(長泉町ホームページ広告掲載取扱要綱の廃止)

2 長泉町ホームページ広告掲載取扱要綱(平成19年長泉町告示第2号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行前に、長泉町ホームページ広告掲載取扱要綱の規定によりなされた処分、手続き

その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年 3 月31日告示第43号）

この告示は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月15日告示第29号）

この告示は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月26日告示第59号）

この告示は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 4 月 5 日告示第49号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和元年 9 月26日告示第31号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和 5 年 3 月28日告示第82— 2 号）

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。